

## 産業廃棄物の事業場外保管の届出について

### 1 届出の対象

次の（1）、（2）の両方に該当する場合はあらかじめ届出が必要です。

#### （1）排出事業者が建設工事に伴い生じる産業廃棄物を事業場外で自ら保管する

事業場外とは：保管場所が産業廃棄物を生じた事業場（いわゆる工事現場）と空間的に同一のものと考えられない場合。

（事業場外に該当しない例：道路工事における工事区間の路側に設けられた保管場所）

#### （2）保管の用に供される場所の面積が300m<sup>2</sup>以上

保管場所の面積：保管を行う場所として囲い等にて区画した箇所の面積。なお、コンテナ等の容器を用いて保管する場合には、当該容器底面の総面積。

ただし、以下に該当するものを除く。

- （特別管理）産業廃棄物収集運搬業又は処分業の積替え保管施設。
- 産業廃棄物処理施設の設置許可の範囲内で行う保管。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出を行っているP C B廃棄物の保管。

### 2 届出について

#### «新規に届出を行う場合»

##### 産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第二号の四）

（特別管理産業廃棄物にあっては様式第二号の十）

届出期限：保管を始める前までに

添付書類：□保管の場所を使用する権原を有することを証する書類。

※土地の登記事項証明書、公図、土地貸借契約書（借地の場合）等

□保管場所の平面図 ※保管面積が分かるような平面図としてください。

□付近の見取図 ※住宅地図の写し等所在地が分かるような見取図としてください。

##### 【届出書の「保管の場所に関する事項」について】

・積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限は、当該保管場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量※を記入してください。

（※自ら処分する場合は施行令第6条第1項第2号口（3）の規定による数量）

・屋外において容器を用いずに保管がある場合、規則第1条の6で定めるところにより勾配などを考慮して算出した高さの上限を記入してください。

#### «届出内容の変更を行う場合»

##### 産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第二号の五）

（特別管理産業廃棄物にあっては様式第二号の十一）

届出期限：変更する前までに

添付書類：□変更内容を確認できる書類

※保管場所の所在地又は面積を変更する場合は、新規届出時の添付文書と同じです。

#### «届出場所における保管を廃止した場合»

##### 産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第二号の六）

（特別管理産業廃棄物にあっては様式第二号の十二）

届出期限：保管をやめた日から30日以内（添付書類は不要です）

#### 【注意事項等】

- 事業場外保管届出場所における産業廃棄物の保管については、産業廃棄物処理基準が適用されます。
- 非常災害のために必要な応急措置として保管を行う場合は、保管した日から14日以内に届け出ください。